

医療  
受給者証

令和8年3月より

## 指定医療機関の記載方法を変更します

令和8年3月より水戸市で交付している小児慢性特定疾病医療受給者証の指定医療機関の欄の記載方法について、「個別の指定医療機関の名称」から「各都道府県・政令市・中核市等が児童福祉法に基づき指定した医療機関」に変更します。

それにより、「児童福祉法に基づき指定した医療機関※1」であれば、小児慢性特定疾病医療費の受給対象となります。

そのため、新たに受診する医療機関について、事前に申請をしなくても、医療費の支給対象として受診することが可能になります。※2

## ◎患者・ご家族の方へ

※1 受診する医療機関が児童福祉法に基づく指定医療機関の指定を受けているかは、各都道府県・政令市・中核市等のホームページ等でご確認ください。

※2 これまでは、受給者証に記載がない医療機関を受診する際には、事前に医療機関名追加の変更申請をしていただいていたりましたが、今後は、受給者証の更新申請時に併せて申請をお願いします。従前どおり、医療機関名の追加に係る変更申請は、更新申請時以外も受付けております。

現在「個別の指定医療機関の名称」が記載された受給者証においては、「各都道府県・政令市・中核市等が児童福祉法に基づき指定した医療機関」と読み替えて使用することが出来ます。

## ◎指定医療機関の方へ

「各都道府県・政令市・中核市等が児童福祉法に基づき指定した医療機関」と読み替えてご対応くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

水戸市 子育て支援課 母子保健係 029-350-1216